

菊陽町マスコットキャラクター「キャロッピー」着ぐるみ利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、菊陽町のキャラクター「キャロッピー」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用申請書の提出)

第2条 着ぐるみの使用を希望する者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ菊陽町マスコットキャラクター「キャロッピー」着ぐるみ使用申請書兼承認書(別紙様式第1号)に必要な書類を添付して提出し、菊陽町農政課長の承認を受けなければならない。

2 前項の申請書は、着ぐるみの使用を希望する日の6月前から3日前までの間において、菊陽町農政課長に提出しなければならない。ただし、菊陽町農政課長が特に認めた場合は、この限りでない。

(使用の承諾)

第3条 菊陽町農政課長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、菊陽町マスコットキャラクター「キャロッピー」着ぐるみ使用申請書兼承認書(別紙様式第1号)により承認するものとする。ただし、着ぐるみのみの貸出とする。

(1) 本町の信用や品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるおそれがあると認められるとき。

(2) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。

(3) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあると認められるとき。

(4) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用せず、又は使用しないおそれがあると認められるとき。

(5) 営利を目的とした活動に使用するとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、菊陽町農政課長が着ぐるみの使用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第4条 使用料は、無料とする。

(使用期間)

第5条 使用期間は、借用及び返却に係る日数を含め、最大7日間とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 着ぐるみ本体以外は、クリーニング後に返却すること。

(2) 着ぐるみを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) 許可された目的にのみ使用すること。

(4) 使用期間を遵守すること。

- (5) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (6) 荒天時に屋外で使用しないこと。
- (7) その他、菊陽町農政課長が特に付した条件に従って使用すること。

(使用の承諾の取消し)

第7条 菊陽町農政課長は、使用者が前条に定める事項を遵守しなかったとき又はこの規程に違反したときは、その使用の承諾を取り消すとともに、その使用者への貸与は行わない。この場合において、使用者に損害が生じても、町はその責めを負わない。

(原状復帰)

第8条 着ぐるみを汚損した場合は、その理由の如何に関係なく使用者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、菊陽町農政課長が着ぐるみの修補又はクリーニングを求めたときは、使用者はこれに従わなければならない。

(責任の制限)

第9条 着ぐるみの貸出しにより使用者が被った被害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、町は一切の責めを負わない。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの使用に関し必要な事項は、菊陽町農政課長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年9月10日から施行する。